

三次市教育委員会議案第 3 2 号

三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成 2 6 年三次市教育委員会規則第 号）第 4 条第 2 項の規定により，別紙の者を三次市民ホール事業運営委員会副委員長に任命することについて，議決を求める。

平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基